

長野市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長野市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年長野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 市営住宅等の設置（第3条）」を
「第2章 市営住宅等の設置（第3条）」に改める。

第2章の2 市営住宅等の整備基準（第3条の2）」

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 市営住宅等の整備基準

第3条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める整備基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。
- (2) 市営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。
- (3) 市営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合すること。

第6条中「次の各号（）」の次に「高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあっては第2号から第5号まで、」を加え、「に規定する被災者等」を「又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされた者」に、「、第3号」を「第3号」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）がいること。

イ その者が60歳以上であって、当該者と現に同居し、又は同居しようとする60歳以上の者がいること。

第6条第2号アを次のように改める。

ア 特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合として次項に定める場合 21万4,000円

第6条第5号中「親族」を「者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第2号アに掲げる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者が次のいずれかに該当する者である場合

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷

病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる場合

第7条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同条第2項中「前条第2号イ」を「前条第1項第2号イ」に、「同条各号」を「同項各号（高齢者等にあつては、同項第2号から第5号まで）」に改める。

第9条第3項第9号中「小学校就学前の児童」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

第12条第1項中「親族」を「者」に改める。

第27条第1項中「第6条第2号」を「第6条第1項第2号」に改める。

附則第8項を削る。

附則第9項中「第6条第2号」を「第6条第1項第2号」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「（以下「旧信州新町等住宅」という。）」を削り、同項を附則第9項とし、附則第11項を附則第10項とし、附則第12項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に57歳以上である者に対するこの条例による改正後の長野市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第2項第2号の規定の適用については、同号中「60歳」とあるのは、「57歳」とする。